

第5章

計画の推進・評価

1 計画の推進・評価

地域における健康づくりを支援するために、地域の各種団体・組織、行政それぞれが連携し、計画の推進・評価を行います。

(1) 計画の推進

ア 部局間の連携

健康づくりプランの推進は、健康課と健康福祉部門、教育部門、農政・道路や施設整備等他部門との協働による一体的な推進が必要となるため、今後も関連する部局間の連携を図ります。

イ 計画の周知

計画を実効性のあるものとするために、ホームページにより公表するとともに、市報にて市民に広く周知していきます。また、健康展や各事業の中でも、計画で掲げている取り組み内容を周知・啓発していきます。

ウ 計画の具体的取り組み

行政の取り組みについては活動主体・担当課が中心となり、施策・事業が効果的・効率的に展開されるよう検討し、実施していきます。

(2) 評価

計画の推進状況を把握するために、毎年、進捗状況を評価し、進行管理をしていきます。進捗状況の評価は計画の各分野で掲げる成果指標を使って行い、毎年の数値評価が困難な指標については、計画期間の中間で評価を行います。

また、健康づくり推進協議会において、年度ごとの事業の実施状況、その成果報告、次年度の取り組みへの改善について検討、提言を受けます。

計画最終年度の2024年度中には、各分野で掲げる成果指標の最終目標値の達成状況の評価を行います。